

規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年9月3日（月）10:00～11:17
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、市川眞一、
大上二三雄、佐久間総一郎、和田浩子
（総務省）行政評価局 山内政策評価官
同 池田調査官
（政務）岡田副総理、中塚副大臣
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官
4. 議題：
（開会）
 1. 総務省からのヒアリング（規制に関する政策評価制度について）
 2. 自由討議（今期の検討対象等について）（閉会）
5. 議事概要：

○岡委員長 おはようございます。ただいまから「規制・制度改革委員会」を開会いたします。

本日、翁委員は御欠席ですが、

前回に引き続き、基本的事項の議論を行います。まず、議題1として、規制に関する政策評価制度について、総務省行政評価局からヒアリングを行いますが、その前に、事務局より、規制の見直しに関する最近の閣議決定について簡単に説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、まず資料1を御覧いただければと存じます。規制の見直しに関する最近の閣議決定といたしまして、法律に基づく規制、法律に基づかない規制の見直しについて、かつて幾つかの決定がございますので、その点について概要を御説明申し上げたいと思います。

まず、法律に基づく規制の見直しについてでございますけれども、平成18年7月のいわゆる骨太の方針、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」におきましては、各府省は所管する法律について「見直し年度・見直し周期」というものを作成・公表するということがされており、そして、いわゆる「見直し基準」を策定することとされ、その「見直し基準」に基づいて平成19年度以降見直しを行うということが閣議決定をされておりますところ、平成19年6月の「規制改革推進のための3か年計画」におきまして、そ

うした「見直し基準」が策定されてございます。

次に法律に基づかない規制の見直しについてでございます。法律に基づかない規制、いわゆる通知・通達等と言われて若干分かりにくいのですが、これは政令とか各省の省令など、法律に基づく命令を定めた告示など以外のもので出されている通達といったものを対象にしています。平成 18 年 3 月には、そうした法律に基づかない規制の見直しについて「見直し基準」を策定し、分類作業を行うこととしたほか、各府省は翌年度の見直し対象を年度末までに選定して、12 月末日までに見直し結果を報告するという取組がなされてございました。その後、平成 19 年 6 月に、その分類を毎年 12 月末日までに更新するということが決定されたほか、平成 21 年 3 月の「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」におきましては、平成 23 年度までの年度ごとに実施する予定を示した「見直し推進計画」を作成し、見直しを行うとされてございます。

いずれにしましても、法律に基づく規制あるいは法律に基づかない規制の見直しについては、この結果を見直し推進機関に報告するというようになってございまして、見直し推進機関というものを平成 21 年度末までに検討し、決定するとなっていたところ、見直し推進機関が決定されず今日に至っているという状況でございます。

私からは差し当たり以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

次に、規制に関する政策評価制度について、総務省行政評価局より御説明いただきます。

○総務省（山内政策評価官） 総務省行政評価局で政策評価官をいたしております山内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料 2 を御覧ください。1 ページおめくりいただきまして、まず初めに政策評価制度の仕組み全般について御説明差し上げたいと思います。

政策評価制度は、「政策評価法」、正確には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づきまして、各行政機関が自らの所掌する政策について自ら評価を実施するという仕組みとなっております。

下の左の図がございませけれども、各行政機関におきまして政策の PDCA サイクルを回していく中でチェックも行う。その際には、客観性の確保を図るために学識経験者の知見を活用するといったことも法律上定められております。

一方で、私ども総務省行政評価局は 3 点の役割を担っております。

1 つ目は、制度所管として政策評価に関する基本的事項の企画立案。

2 つ目は、複数の行政機関にまたがるような政策につきまして、自ら政策の評価を行う。

3 つ目は、各行政機関が行いました評価につきまして、客観性の担保を図るために点検を行うといったことでございます。

これらの事務を進めていくに当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会、この委員長には当委員長でもあらせられます岡委員長になっていただいておりますが、そういったところで重要事項を審議していただく仕組みとなっております。これらの評価結果、政

策への反映状況については、公表するとともに、年に1回国会へ報告するという仕組みとなっております。

次のページが評価制度のポイントでございます。評価制度の目的は2点ございまして、一つは効果的かつ効率的な行政の推進、もう一つは説明責任を全うさせるという2点でございます。

2つ目の四角でございます。これは繰り返しになりますけれども、各行政機関が自己評価を行うということが基本でございます。その結果につきまして、各行政機関は評価結果を政策に反映させる義務を負うということとともに、具体的にどの政策についていつの時期に評価を行うかにつきましては、3～5年の基本計画というものを定めます。さらに、特に事後評価につきましては、毎年度の方針の実施計画という形で定めるということにされております。

一方で、事前評価でございます。一定の分野につきましては事前評価を行うことを義務付けられております。その一定の分野といいますのは、下にございますが、国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策あるいは多額の資金を要する政策であって、評価の手法が開発されているものということで政令で定めるものということでございます。具体的には5分野ございまして、1つは個別の研究開発について、10億円以上の費用を要するもの。2つ目は同じく個別のものでございますが、公共事業について10億円以上要するもの。3つ目 ODA でございますが、無償10億、有償150億以上のもの。4つ目が規制、5つ目が租税特別措置でございます。

3ページ、これから規制の事前評価のお話でございます。

政策評価法は平成14年4月から施行されておりますけれども、規制につきましてはその後導入が検討されてまいりました。まず平成15年9月に「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」を開催いたしました。平成16年10月から各行政機関において規制の影響分析についての取組を試行しております。これは私どもと言いますよりは、内閣府の規制改革・民間開放推進室において実施要領を定められたものでございます。

その後、また私どもの方で「規制の政策評価に関する研究会」を開催し、ガイドラインを策定した上で、平成19年10月から規制の事前評価については義務付けとなっております。

4ページ、規制の事前評価の枠組みでございますけれども、目的・意義は評価制度全般と重なるものでございますが、各行政機関における規制の影響の分析・評価等を通じて、政策の質の向上に資するというのが一つ。もう一つは、評価の実施・公表等により説明責任を果たし、国民、利害関係者の理解等に資するという2点でございます。

実施主体、これは当然ながら各行政機関でございまして、規制の新設・改廃時に評価を実施する。評価の対象でございますけれども、先ほどお話がございましたが、この評価制度では法律又は法律の委任に基づく政令に基づいて定めているものでございまして、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課するもの。（注）にございますとおり、租税、裁判

手続等、特殊なものにつきましては対象外といたしております。

5 ページでございます。規制の事前評価はどのような内容なのかということでございますけれども、これは先ほど申し上げましたガイドラインの中で、評価書にどのような事項を記載すべきなのかといったことを整理しております。下の4点が主なものでございまして、1つは規制の目的、内容、必要性について説明していただく。現在の制度や政策体系がどのようになっているか、あるいは今回、規制を導入するに当たっての問題点の発生原因は何かといった点、そういった問題があるにしても、行政が関与する必要性は一体何なのかといったものがございます。

2つ目が規制の費用・便益の推計でございます。規制を導入することによりまして、当然ながら規制を受ける国民、事業者が負担する費用、行政がその規制を維持していくに当たって要する費用、さらにその他の社会的な費用といったものがございまして、そういったものを具体的に可能な限り列挙していただく。できれば、これらの要素につきましても、定量化、金銭価値化が望ましいのでございますが、それができない場合であっても、定性的に分かりやすく説明するといったようなものでございます。

3つ目が、先ほどの費用と便益を推計した結果に基づいて、その関係を分析し、規制を導入することによって得られる便益が費用を正当化できるかどうかといったことを説明していただく。

4つ目が代替案との比較でございまして、規制の導入以外の方法あるいは規制の導入であっても別の規制の導入の方法等を検討していただいた上で、それよりも勝るかどうかといったことを記載していただくというのが事前評価の内容でございます。

6 ページ、これはガイドラインにおきまして、評価書の要旨でございますけれども、モデル様式を定めております。先ほどの事前評価の内容につきましても、こういった様式で分かりやすくまとめていただくというものでございます。

7 ページ、それでは、具体的に事前評価はこれまでどれだけ行われてきたのかということでございますが、平成19年10月から実施されておりますが、平成20年に156件、平成21年に106件等といった数字となっております。下の参考の図は平成23年の行政機関別・区分別の表でございまして、規制の新設等が53件、一方で右の方の規制の緩和が20件、廃止2件等といったものもございまして。

最後の8 ページ、規制の事前評価の点検ということでございまして、各行政機関において行われました事前評価につきましても、私ども総務省行政評価局におきまして、説明責任の徹底の観点から、評価書が適切に記載されているかといったところを確認させていただいております。点検の観点とありますとおり、先ほど御説明いたしましたガイドラインに定められた内容につきましても、適切に記載されているかどうかということを確認しているものでございます。

点検の結果でございますが、残念ながら評価書の記載が不十分という場合には、具体的にその場所を指摘して、改善点を示して各行政機関に通知するとともに、一般に公表いた

しております。これによりまして、その評価書そのものというよりは、今後の規制の事前評価全般の質が向上していくということを期待しているものでございます。

点検の対象につきましては、各行政機関が公表したものの全てについて私どもでチェックさせていただいております。

駆け足でございますが、以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明、先ほどの事務局の説明も含め、御質問、御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 説明ありがとうございます。ただいまの事前評価のところの御説明で、規制が導入されることについては非常によく分かったのですが、4ページに改廃時にも事前評価を実施するということだと理解したのですが、改廃時における評価の内容というものもここに書いてあるような、つまりその規制をなくすときにどういうことが起きるのかを事前に評価することなのかどうか、その点について御説明願えればと思います。

○総務省（山内政策評価官） おっしゃられたとおり、規制の改廃時につきましてもこの事前評価の対象になっております。その要素といたしましては、それまで規制があった状態から変わるわけですから、それによって関係者がどのような影響を受けるのかといったことを事前評価することによってございまして、要素としては変わりません。ただ、内容的には変わってくる場合はあると思っております。

○岡委員長

大上委員、どうぞ。

○大上委員 どうもありがとうございます。

一つそもそもの質問なのですが、1ページで書かれております総務省行政評価局の2項目で、複数行政機関にまたがる政策の評価ということが書かれております。こちらと今回、御説明していただいた規制の事前評価というものの関係はどのようになるのでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） まず、飽くまで各行政機関が行うというのが大原則でございまして、ただ、当然複数の行政機関にまたがったような政策については各行政機関が別々に行うという観点もございすけれども、総合的に見るということも必要だということから、私どものほうで複数行政機関にまたがる政策の評価を行っているというのが一つでございます。

一方で、各行政機関が行いました規制の評価につきまして、客観性を担保するという観点から点検を行っている。ですので、1ページの3つの役割の中では、3つ目の各行政機関が行った評価の点検というのが、今回の一番最後のページに書きました評価局による点検でございます。

○大上委員 分かりました。

では、もう一つ質問ですが、この規制の事前評価という3項目で言ったときの各行政機

関が行った評価の点検という際に、スパン・オブ・コントロールというか、規制をどのような単位で評価するか。要するに政策の大きな目的があったとして、その中で様々な規制・制度というもので組み立てられていると思うのですが、そのある部分を取り出せば局所の中で目的合理性が担保される。それがどうかという評価は当然できると思うのですが、そもそも全体で見たときに、局所的な規制・制度というものが、全体で見たときに目的合理性にかなうかどうかという観点での評価というものも考えられるわけですが、どのような単位で規制・制度を評価するか。

それは、今度は省をまたがった場合のそれぞれの規制・制度をどう評価するかといったことにも関係してくると思うのですが、その点については、この政策評価制度という中ではどのような形で実際に運用されているのでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） 実際の運用といたしましては、法律又は政令の改正ということでございますので、その際に許認可を導入するのであれば許可制、当然改善命令ですとか取消しとか、そういった1つの制度を全体として見るというのが基本でございます。

一方で、おっしゃられましたように複数に影響するようなものですとか、あるいは制度全体として見るというのは規制の事前評価そのものよりは全般的な政策評価という中でもあり得るものだと思っております。その規制を導入した制度全般として見るのであれば、事後評価の中で行うといったことも考えられます。

○大上委員 念のため確認ですが、そもそもこの規制・制度というものをこういう単位で評価するのはいかなるものか、そのようなことについては事前評価制度の中では一切行われないということでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） 済みません、もう一度。

○大上委員 そもそもこういった規制・制度ということが評価されている、ある単位があるとすれば、この単位で評価するということについて、そのことの是非、実際に上がってきたもの、そういったことを問いかけるということは、この事前評価制度の中では行っていないと理解してよろしいですか。

○総務省（山内政策評価官） 事前評価の際にどの単位で取り上げるのかというのは、基本的に各行政機関が判断するものでございます。その中で、今、おっしゃられたとおりでと思います。

○大上委員 分かりました。

○岡委員長 大上委員、もしも疑問がおありであれば、もう少し具体的な例を出していただいた方が答えやすいと思っておりますがいかがでしょうか。

○大上委員 今の答えで分かりました。

○岡委員長 市川さん、どうぞ。

○市川委員 もう少しそもそものところをお伺いしたいのですけれども、多分こうしたいわけの行政評価等に関わるものについては、民主党政権が発足して行政刷新会議という仕組みができて、それに総務省行政評価局があり、加えてちょっと役割は若干違うかもしれ

ませんが会計検査院があって、どうもそれぞれの役割分担について一般国民には分かりにくいということになっていて、実際に私も行政評価局が出された評価と会計検査院が出された評価とを並びで拝見するようなこともあるのですが、本当のところどこがミッションとして大きく違うのかということが極めて分かりにくく、本来行政を評価する立場が重複に行政しているのではないかというようなイメージも無きにしもあらずなのですが、これはお伺いすべきことなのかどうか分かりませんが、その辺のすみ分けというのはどのようになされておられるのでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） もちろん、そういった評価監視機能の重複といった御議論があるのは重々承知しております。当然ながら元々会計検査院というのは憲法に基づきまして、会計の検査を行うという機関。行政評価局というのは、内閣の中で第三者的な立場から行政の執行が適正かどうかを監視する立場でございます。もう一方で政策評価制度というのは各府省が原則として行うものでございますが、その総合性を確保するという観点から行政評価局が併せて見ているというものでございます。

行政刷新会議も様々な機能をお持ちだと思いますけれども、その中でも行政事業レビューとの関係で言いますと、それにつきましては政策評価制度と行政事業レビューの関係の整理というものをさせていただいております、個別の事務事業につきましては行政事業レビューの方で見てください。一方で、その事務事業によって果たそうとする政策、そういったもう少し上のレベルのものについては政策評価の方で見ると、ちょっと抽象的でございますが、そういう役割分担でございます。

○岡委員長 副総理に御説明いただきます。

○岡田副総理 会計検査とその他のものというのは一応分けられると思っております。予算面からのチェックの問題と政策の妥当性の問題ということだと思っておりますが、行政刷新会議と総務省が行っているものとの差というのはなかなかいわく言い難いところはございます。我々が後から出て行って、何かいろいろ言うのもどうかという感じがしますが、先般、「行政改革に関する懇談会」というものを設けまして、そこでいろいろ御議論いただいた結果、そういうものについてはもう一度全体を再構成ということも考えるべきではないかという御提言も頂いたところであります。

○岡委員長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 副総理から頂いたお答えでほぼなのですが、もう一つ実はお伺いしたかったのは、そもそもこれは省庁再編の中で起こってきたことかとは思いますが、そもそも総務省という事業省庁の中に行政評価という仕組みがあるということが、実際のところ、少なくとも外形標準的には非常に分かりにくい仕組みになっている。そのところで何らかの総務省の中にあるということにおける業務遂行上の障害等が何かあるかどうかというのが、2つ目に用意していた質問だったのですけれども、それは何かそういったことに関してお感じになる部分があるか、忌たなく御意見をお伺いできないでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） 個人的な感想になってしまいますが、総務省になってから

もう 10 年以上ございますけれども、旧総務庁と旧自治省と旧郵政省の 3 つが 1 つの総務省になったわけですが、そのことによって何か行政評価がゆがめられるとか省内でどうしても遠慮してしまうといったようなことは少なくとも表面的には、これまでのところ感じたことはございません。

○岡委員長

今の市川さんのご質問の極めて根本的なことについては、先ほど副総理からも御発言いただきましたが、政独委（＝政策評価・独立行政法人評価委員会）の委員長という立場から申し上げますと、政独委の傘下にある「独立行政法人評価分科会委員会」と行政刷新会議との関係におきましては、後から来た行政刷新会議がその活動の大きなテーマの 1 つに独立行政法人改革というものを掲げ、いわゆる主役としてこのテーマに取り組み、総務省所管の政独委がそれをいろんな形で支援、連携したという実績があります。当時の行政刷新会議の関係者から「政策評価・独評価分科会のサポートは大変有り難かった」というような御意見を頂いた事実がございます。

ただ、御指摘のとおり、いろいろ重複している部分があるということも事実だと思いますので、この点については、先程の副総理の御発言で全てカバーされていると思います。

大室委員長代理、どうぞ。

○大室委員長代理 市川さんのお話が第 1 の質問と同じだったのですが、もう一つ、具体的にお伺いしたいのですが、各省庁から事前評価書が出てまいります。その結果、これをいろいろ事務的に評価して具体的にはどういう返し方をするのですか。これは費用として見積りが甘いか高いとか、そんなことまで出して返事をするのですか。

○総務省（山内政策評価官） 実態を申し上げますと、具体の中身の深掘りといいますよりは、評価書を見て、こういった本来書くべき要素が列挙されているわけですが、それが書かれていないあるいは書き方が非常に詳しくない、もう少し詳しく書けるのではないかとといったことを指摘させていただいております。

○大室委員長代理 その結果、実施した中に何項目か変更になったりしているのですか。

○総務省（山内政策評価官） 私どもとしては、それを指摘してその旨を公表しているというものでございまして、その評価書そのものを直すかどうかというのは各行政機関の方で。

○大室委員長代理 中身は各省の方での判断ということですか。総務省は文章上の問題など形式的に欠けている部分の指摘ということで理解していいのですね。

○総務省（山内政策評価官） はい、基本的にはそうです。

○岡委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

先ほど少し規制の廃止についてお伺いしたのですが、7 ページについて一部感想にもなるのですが、単純に言うと毎年 50 弱の規制が導入されて 2 つがなくなるので、毎年 50 項目の規制がたまっていく。これが 10 年続けば 500 項目の規制が新たに生まれていく。その

こと自身は当然必要な規制が導入されて、不要になった規制が廃止されるということで、何の不当な、合理性がないという話では全くないということがチェックされている。ただ、規制を総量として減らすということの責任というのは当然総務省の方にはないと理解しているわけですが、そこを埋めるのがこの規制・制度改革委員会にあると私は理解していたのですが、こういうことなのでしょうか。

つまり、毎年 50 弱増えていくということには問題はないのだと。なぜならば、入りと出でちゃんとチェックされているので、結果として 50 弱増えていくということが問題とされるということはないという理解でよろしいのでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） この規制の事前評価は飽くまで個別の規制についての説明を徹底していただくということでございますので、総量的なものにつきましては、おっしゃられるとおりでと思います。

○岡委員長 佐久間さんがおっしゃったように、新しい規制ができる一方、緩和はされても規制は残る。本当になくなるのは廃止ですから、トータルでどんどん増えているというのが現実だと思います。事務局から以前聞いたところでは、今、約 1 万 3,000 項目の規制があるということです。規制の数を議論すべきかどうかということについて私は答えを持っていませんが、事実としては、誰もコントロールしていないし、議論もしていないということではないかと思います。事務局、何か補足があればお願いします。

和田委員、どうぞ。

○和田委員 和田です。

今の件で、私もこの資料を見ながらふと疑問に思ったことを他の委員の方がおっしゃったのですけれども、この事前評価制度自体が自己評価というのがやり方のルールなのですが、民間であれば私の業績評価をするときに自己評価と他人評価です。会社によっては 360 度、何らかの他者が評価を加えることによってうまく評価のバランスが取れるものだと私は理解しているのですが、もし誤解していたら謝りたいのですが、自己評価だけで規制をつくられた省庁が御自身でいいとか悪いとか評価するのは、悪いという結論はなかなか出しづらいのではないかと。

例えば私のパフォーマンスに対して自分は素晴らしいと言ってしまいがちだみたいな、偏見かもしれないですが、それと同じようなことがグループでも省庁の中でもあるのではないかと思うのです。それによって、ひょっとしたら規制が増える方にあるいは規制が厳しくなる方に行っているかもしれないという疑問があるのですが、自己評価に加えて他者評価というのは誰が他者になるのかすごく難しいのですが、多分重要なことはエンドユーザーというか、その規制の影響を受けるであろう、あるいはその可能性を秘めた民間の人、あるいは可能性を秘めた人たちの可能性をマキシマムにするために何か作業するのに、邪魔にはなっていないだろうかというのが他者という概念の捉え方なのですが、そういう他者評価を加えるというチャンスは今の評価過程の中にはございますでしょうか。

○総務省（山内政策評価官） 飽くまで御説明いたしましたとおり、自己評価が基本でござ

ざいまして、ただ、その際にはできる限り学識経験者等の知見を活用するという一方で、少しは客観性の確保という観点もございまして、ただ一方では、こういった評価書は公表されることによりまして、どのような過程でこの規制が導入されたのか、そのバックデータが明らかになることによって、一般的に議論しやすくなるのではないかと効果はあるかと思っておりますが、仕組みとして他者評価がこの中に盛り込まれているかという点、それは入っておりません。

○岡委員長 事務局、どうぞ。

○中原参事官 先ほどの佐久間委員と委員長のお話の中につきまして、事務局から若干補足させていただきますと、規制を統一的に把握しているかどうかということにつきましては、一応総務省の行政評価局の方で全体の統一的な把握はなされていらっしゃるものだと理解させていただいております。ただ、事前評価ではなく既にある規制についての見直しをどのようにするかという点につきましては、「政策評価に関する基本方針」におきましては、「事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする」とされているかと存じますが、規制・制度の見直しも同様の趣旨に則って行わなければいけないのであるとすれば、政策評価の中で各府省もやっつけていかなければいけないということになるのかと思っておりますが、基本方針上は必ずしも規制というものが明確には記載されていなかったのかなと理解させていただいているところでございます。

いずれにせよ、数をトータルでうんぬんということについては、どこにも何か記載されているものではなかったかなと私どもは理解しておりますが、もし間違っておりましたら総務省の方で御訂正いただければと存じます。

○総務省（山内政策評価官） 数そのものの把握でございます。御議論いただくための基礎的な資料といたしまして、どれだけの規制があるのかということは総務省行政評価局、私のところではないのですけれども、別のところで2、3年に一度、まとめております。その限りにおいては、基礎的な資料というものは用意しております。

○岡委員長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 今、数の議論がありましたのですけれども、例えば質の議論というものはどうかという問題もあって、例えばある企業が何らかの新しい事業を始めようとするときに、それがどのような規制に抵触する可能性があるのかどうかということについて、例えば窓口が一本化されていて、そこに行くとその事業が実際に規制に抵触するかどうかということをおっしゃっていただけたとしても、その1万3,000がデータベース状になっていて、それを一体的にどこかでワンストップで見られるような仕組みというのはあるのでしょうか。

○岡委員長 山内さん、お答えになれる範囲で結構です。

○総務省（山内政策評価官） 申し訳ございません。承知しておりません。

○市川委員 それは飽くまで各府省、所管省庁に対してそれぞれ照会するしかないという

ことによろしいわけですね。

○総務省（山内政策評価官） 済みません。私は存じ上げないものですから、寡聞にして。

○岡委員長 私どものビジネス経験からすると、今、市川委員がおっしゃったように、ワンストップのサービスをしているどうかは別にして、この事業を所管しているのは何々省だからそこに問合せよう、というのが現実だと思います。安念委員、どうぞ。

○安念委員 先ほど自己評価ではない第三者評価というものはないのかという非常に重要な御指摘があったのですが、先ほど中原さんから御説明いただいた資料1は、ある程度それを志したわけなのです。私も規制改革は長いので、ついつい故事来歴をしゃべってしまうのですが、かつて自民党政権の時代にあった「規制改革会議」、さらにその前の「規制改革・民間開放推進会議」で規制そのものを統括して、できるだけ緩和しあるいは廃止してもらおう方向で、全体を第三者として見直していく仕組みをつくらうということをやって、今、ここにいらっしゃる池田さんがその当時規制改革推進室におられて、膨大な作業をきっちりやり遂げていただいたのです。そこまではよかったのですが、その後いろいろ経緯があって、結局何があったのかよくもう覚えていないのですけれども、とにかく規制改革会議自体がなくなってしまったものですから、第三者評価を統括する志は志としてあったのですが、それをやる主体のほうはどこかに行ってしまうと、ありていに申せば雲散霧消してしまったのです。

ですから、池田さんの大変な御努力もかっちり形では身を結ばなかったのです。池田さんが悪いのではないですよ。私どもの方が非力でそうになってしまいました。ですから、志としてはあったのです。ただ、ありていに申せば志で終わってしまったというように私の記憶としては思っております。

アメリカやヨーロッパには、RIA というレギュラトリー・インパクト・アセスメントという環境影響評価みたいなもの、規制影響評価という一応は学問的な体系があるらしくて、それに基づいてEUとかアメリカは議会も行政もやっているのですが、それに対応するほどの学問的な蓄積が日本にはなくて、結局第三者評価をやったところで定性的なナラティブと言うのですか、物語になってしまうのです。もちろん、欧米がどれほど本当に数量化したことがやれているのか私は知りませんが、第三者評価をするにはマンパワーの問題ももちろんあるのですが、日本はまだまだ行政を第三者的に評価する学問の基礎がないということその当時痛感いたしました。

○岡委員長 ありがとうございます。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 若干感想めいたことになってしまうのですが、ここで言う学識経験者による知見の活用ということで評価される、それを自己評価したものを点検するという仕組みの中で、第三者的な意見が、どれだけ学識経験者が中立的な立場で横断的な視点で出しているかという政策あるいは規制を決めていくに当たってのガバナンスですね。そういうものの点検というものも非常に重要なことという気がいたしました。

先ほどちょっと細かくいろいろ聞いたのは、念頭にあったのは、例えば環境省で片や廃棄物処理の分野で廃棄物メジャーをつくるというような政策がうたわれている。一方で廃掃法の規制でいきますとかなり細かく区切って、どう考えてもネーションワイドの業者が出現することは決してないような規制・制度がされていて、非常に政策のバランスが良いな、あるいは規制・制度という段階にいくと良くないなという感じがあるのですが、そういうものが結局自己評価の中でやらなければならないということになると、そういった意見を言う第三者的な人間がどれだけ学識経験者としてそういった委員会に入っているかとか、そういうところまでガバナンスを点検するような考え方が必要なのではないかということ。これは若干私の感想になります、思ったわけです。その点について、もし何か御意見や感想があれば聴かせていただきたいのです。

○総務省（山内政策評価官） おっしゃられるとおりでと思いますが、先ほどの6ページのモデル様式などでも有識者の見解といったことを整理して載せるということで、外から見えるようにしているということに尽きるかと思います。

○岡委員長 今の大上委員のお話に関連して、実現するかしないかは別にして、廃棄物メジャーをつくるという政策が本当に国のため国民のためになるのだったら、その政策を実現するためにいろんな形の力が動いていかななくてはいけないと思います。一方、現存する諸規制が多数存在している。この政策は夢みたいなものだということだと思っておりますが、もし、これをやるんだということになったら、それを実現するための障害を一つひとつ取り除いていかない限りは、どんなケースであっても実現しないのではないかという気がします。

規制は一旦全部なくしてしまえばいいという御意見もあるかもしれませんが、現実には、既に多数の規制があって、それをいきなりゼロにすることはできないわけですから、この委員会の仕事としては、重要な政策実現のための阻害要因を、一つひとつ緩和するなり廃止するなり、そうやっていくしかないのかなと思います。

先ほどの安念さんのお話や事務局の説明にありましたように、これまでも「規制見直し」の理念があり、基本方針があり、その都度その都度閣議決定されてきたという事実があるわけです。その中で見直し基準が実際につくられ、見直しの周期をどうするかということも議論されているわけですから、あとはそれが現在、各省庁あるいは全体的にでも実行されているのかどうかということを見てもみますと、ちょっと心もとない。どうも全体がつながっていないような感じがしています。

一方、総務省の山内さんのご説明にありましたが、行政評価局のテーマの中の1つに規制がある。新しい規制をつくる時には各省庁の事前評価があって、総務省がそれを第三者ではないけれども、離れたところから評価しているわけですが、緩和のところになると現実にどうなっているかという、余り実行されていないような気がします。したがって、ここにまた我々の委員会の存在意義があるのかなということ強く感じました。

総務省との関係プレーは必要に応じ進めて行くこととは別に、我々委員会が政策実現の

ための阻害要因となっている規制を一つひとつ緩和なり廃止するということをやっていくときに、これまでの閣議決定の成果をもう少し系統立てて整理整頓して、この委員会の活動の後押しになるような形で活用できないだろうかと感じたところでもあります。て今後、この委員会の中で、より成果を高めるためのいろんな仕組みの議論をする予定になっていますので、是非、そこに今日の議論を活かしていきたい、つなげていきたいと思います。

総務省のお二方、どうもありがとうございました。

(説明者退室)

○岡委員長 それでは、次の議題に移ります。議題2の「今期の検討対象等」について自由討議を行います。どなたからでも結構です。和田さん、どうぞ。

○和田委員 私は、新参者なので最初にコメントさせていただいて、私の理解ではこの委員会は4期目で、今まで集中して2期と3期でいろんな規制緩和の実績を上げられたという理解を前回の委員会で聞いたのですが、私の質問は我々がこの規制を緩和しましょうとかというと、我々の提案、レコメンデーションは実現されている度合いはどんなものかというものをどうモニタリングしているのか。提案したのはいいけれども、その提案をお聞きになった方々は、それはいい提案ですねと言われる。だけれども、皆様方がこれまでディスカッションしている提案しているそもそもの理由は、それが実現に向けてということなので、実現度合いのプロセスというものはどうみなされているのだろうかという私の不勉強からの質問なのですが、その辺を知りたいなど。新たに我々がこの期で付け加えたとして、前の期のものがどこかで詰まっているとすると、付け加えるのはいいのだけれども、パイプが流れていないと我々の存在意義がないのではないかと思うので、こういう質問をしております。

○岡委員長 では、まず事務局から説明してください。

○中原参事官 差し当たり事務局から御説明申し上げますと、この規制・制度改革委員会で頂戴した議論などに基づきまして、幾つかの閣議決定など政府の決定を行ってございまして、閣議決定におきまして、各省がどういうことをしなければいけないか。いつまでに時期を決めて、限界はあるわけですがけれども、内容をできる限り具体化する形で閣議決定して各府省をバインドするということをさせていただいております。それに基づきまして、四半期ごとにフォローアップをするということで、閣議決定に基づきましてできた政策が各省の当初の目的に資するものかどうかというものをフォローアップをさせていただく。そうしたフォローアップの結果は正しくこの委員会におきまして御議論を賜りまして、不足があれば次につなげていくという形でつなげていければと考えているところでございます。

○岡委員長 和田委員、よろしいですか。

○和田委員 そういう過程がありましたということで、我々の打率は例えばここでバットを10回振りましたと。では、実現度合いは10割なのか3割なのか、その辺はどうなっていますか。

○中原参事官 前回の6月末に取りまとめたフォローアップでは、閣議決定をした410項目のうち、約270項目は一応丸と申しますか、実現をしたという評価を委員会では頂戴しております。残りの130項目くらいが今後の検討事項として残っているところでございます。したがって、打率は410分の270という形かと存じます。

○和田委員 ちょっと聞きにはすごいなと思うのですが、その270については、どういう現場で規制緩和に影響を受ける方々が、新しいレベルの規制あるいは規制のなさに遭遇するのか分からないのですが、末端の人に接する末端の行政、その人たちは委員会が考えたように理解して、よりよい規制を与えているという確認はできているのでしょうか。

○中原参事官 委員御指摘の点につきましては、私どももまだ改善しなければいけない点はあるかと存じます。先ほどやったやったという感じで申し上げましたけれども、410項目のうち270というのは、あくまで閣議決定に持ち込んだもののうちでございますので、それは当委員会でも問題提起をいただいて、必ずしも閣議決定に持ち込めなかったようなもので、私たちあるいは委員会の先生方もじくじたるものはあるということでございますので、そうしたものも含めて、今後項目を新たに御議論いただいて、成案を得るように努めていかなければいけないということだと存じます。

末端の方にどれだけ御理解をいただいているかということで、まず要望を「国民の声」という形ですとか集中の受付月間などで各層から要望を受け付けるような努力は私どもの方でもしているところではございます。ただ、先生御指摘のとおり、できた規制の成果が実際の要望された方に所期の目的で機能しているかどうかといったことについては、私どもももう少しフォローする方法を含めて考えなければいけないかなと存じております。

○和田委員 ありがとうございます。

○岡委員長 副総理、お願いします。

○岡田副総理 閣議決定は勝手にするのではないのです。これは各省庁と調整をして、その過程で閣議決定に至らない調整できないものも出てくるのですが、閣議決定したものについては、各省庁とこの委員会の間できちんと合意ができたということですので、基本的に各省庁は観念したというものなのです。しかし、それも時間がかかったりあるいは本当は観念していなかったりしてできないものもありますから、四半期ごとにそれをフォローアップして確実にやらせる。仕組みとしてはでき上がっているということです。

そういう中で、閣議決定まで残念ながら行かないものがある。つまり、各省庁が調整できないものは引き続きやっていかなくてはならないし、もう一つは、我々の目から見ても閣議決定はしたのですが、具体的には進んでいないものについてはきちんと四半期ごとにフォローする。もう一つは、おっしゃったように、一応できたはずだけれども、本当のところはどうなのかというものも確かにあると思います。そういうものも含めてきちんとフォローアップしていくことが必要だと思います。

○岡委員長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 私も新参者ツーですので、これまでのプロセスを理解していないということ

も含めてお伺いしたいのですが、何を取り上げるかということを考えるときに、多分2つやり方があって、それは申し上げるまでもなくトップダウン方式かボトムアップ方式か、つまりボトムアップで「国民の声」という形で規制改革に対してニーズのあるものを拾い上げてきて、その中から選択をしていくというやり方と、もう一つはトップダウンで例えば「日本再生戦略」にある今の政権が目指すべき経済成長に向けた道筋に対して、何か障害となり得るような規制・制度を改革していくというやり方が2通りあると思います。

前半の方、拾い上げるというところからいくとかなり難しい作業で、構造改革特区等でも今までいろいろ努力されてきたところではないかと思うのですが、そこをどちらにウェイトをかけて対象とすべき規制・制度を選択していくのかという整理を少ししていかなければ漠としてしまうのかなという感じがするのです。

○岡委員長 今の市川委員の御意見は正におっしゃるとおりです。前期に我々は、政府の重点政策を実現するために阻害要因になっている規制の緩和なり廃止をするというところに軸足を置きました。さらに、先ほどの和田さんのお話とも絡むのですが、「できたできた」と言っているけれども、本当にできているのかという部分もあったものですから、副総理の大変なリーダーシップのもと、既存の閣議決定案件の徹底的なフォローアップに加え、前第3クール期間で閣議決定された案件については、その閣議決定の文言の中に「四半期ごとにフォローアップしていく」ところまで取り決めてもらったわけです。私は、今期どちらに重点を置くかという議論を場合によってはここでしたらいいと思いますが、参考までに前期のことを申し上げますと、トップダウンにより軸足を置いていこうとしたわけです。

ただし、市川さんがボトムアップと言われた「国民の声」については、それはそれとして受け入れることとし、かなりの数の御要望を事務局の方でいろいろ検討していただいて絞り込んでやってきました。結論めいたことを言ってしまうと皆さんの意見が出づらくなるかも知れませんが、私は両方必要だと思います。ただ、どちらによりウェイトを置いた形でやっていくかという辺りのところは、その時々環境に応じて考えていくべきであり、どちらか一方ということには多分ならないだろうという気がします。

ですから、我々の今期の検討項目を選ぶにあたっては、今、市川さんから御指摘のテーマや、考え方について御議論いただいた上で、具体的にこういう分野はやりたいんだと、なぜならこういうことだから、という御発言をいただいたら大変有り難いと思います。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 今、委員長がおっしゃったことに私も全く同感です。やはり両方だと思っておりますが、私は時間ばかり長く携わってきた経験で申しますと、ボトムアップの声というのは、大体広い意味でのビジネスの世界から来るのです。これを市川先生に申し上げるのは全く釈迦に説法なのですけれども、現場のビジネスマンは当然のことですが、今までの法令とか慣行とかを前提としてビジネスモデルを考えまして、皆さん別にロビイストではありませんから、それを変えたらどうなるということを考えている余裕というものはその

にないものです。ですから、案外、ビジネスからの要望というのは細かい話、例えば農業用の用水路を発電に使いたいものだけでも、そここのところの水利権がどうかといった確かに大切なのですが、それで天下国家が動くというほどの話ではない。もちろん、現場のビジネスマンにとってはとても大切なことなのです。しかし、ビジネスから出てくる要望というのは往々にしてそういうものだということは考えておかななくてははいけない。

つまり、私どもがずっと取り組んできた、例えば混合診療の解禁であるとか農地の保有のことをどうするかというのは、実はその全国津々浦々から澎湃として声が上がって来るなどというものでは全然ありません。むしろこうした方がいいという理屈から出てくる話です。その意味で、大きな話はトップダウンになっていくということで、両建てで攻めていくしかないなと思いました。その点では委員長のおっしゃるとおりだと私も思った次第です。

○岡委員長 大室委員長代理 どうぞ。

○大室委員長代理 私も今の話と同じで、これまで第2クール以降参加させていただいているわけですが、やはり政策との関連で今期のWGの課題を選定するということが一番大切で、第3WGのときもそうして課題を選んで進めてきたと思います。私が非常に勉強になったなと思ったのが、今、細かいという話がありましたけれども、細かい議論から積み上げていかないと全体の中身というものがなかなか構成されないということでした。

その中で、今、日本の社会・組織がすごく複雑化し、網の目にみたいになってしまっていて、本当の国民の声というのはなかなか行政に伝わっていない傾向を非常に感じました。公務員倫理法の影響もあるのかもしれませんが、国民と官庁の接する度合いが非常に少なくなっていると感じます。

残されている規制改革課題の中でも、例えば薬の問題などを見ても、命が担保になっている問題が中心になってきて、議論の余地がなくなってしまう話が出てくるわけですが、そのときに前回のWGで、規制される側と規制する側とにこの場に来ていただいて、要望ではないのですが議論をしてもらったということは非常に良かったと思います。先ほどもいろいろ評価の項目がありましたけれども、それによって規制する方も実際にどういう課題があるか、図上の評価ではなく、実際にやっている人たちの声を吸い上げるという取組を規制改革の一つの大きな柱にしなければいけないのではないかと認識しました。ぜひ、今後の規制改革の中でもオープンな議論ができる場をつくり、方向性を出していく必要があるのではないかとこのことを提案させていただきたいと思います。

そのほか個人的には、省庁の縦割りによって、同じことを各省庁がそれぞれ権限や所管団体を持っている弊害を何とかすべきではないかと感じました。例をあげると病院なども、社会福祉法人や医療法人や共済病院など、さまざまな組織の単位で病院があり、やっていることは同じなのですが、社会福祉法人ならば本当はその地域の社会福祉のための病院という位置づけがなされていますが、実際には、広く全国から患者が来ているといったことが起きている。そのほかには、宗教法人の問題などが一例かもしれませんが、規制改革を

議論していく上で、今まで議論自体がタブー視されてきたことも1回議論してみているのではないかと、私自身今回で4期目ですので、そうした分野の議論に挑戦してみるのも一つの手かなと感じております。

○岡委員長 大上委員、どうぞ。

○大上委員 今のお話を聴いて大変元気になりました。まず、進め方の議論で当局と規制対象の事業者、中立的な第三者が一緒のテーブルに着いて議論するというのは大賛成です。航空機の安全規制で同じようなことをやって非常にうまくいったと思っています。

先ほど言われた同じ業態が似て非なる存在として各省の管轄下にあるというものを点検しようというものもありますし、もう一つ、分野によってリダンダンシーがある規制、例えば無線について総務省も規制する、製造をつかさどる経産省も規制している、実際の運航行政当局、例えば航空機だったら国交省、タクシー無線も国交省、そういうものが規制する。三者が似て非なる規制を積み重ねていて、ある意味二重、三重のリダンダンシーがあるものについて、基本的に整理していこうではないかということについては、非常に大賛成ですので、分かりやすい論点だと思いますので、そういうものをどんどん発信してやっていくということについては賛成です。

もう一つ、領域について言えば、「日本再生戦略」との絡みで当然農業、グリーン、ライフという分野については進めていくということは賛成ですが、もう一つ、安念先生から前回提起がありまして、私もかねがね課題だと思っている雇用の問題です。これについては2つの問題があると思っていまして、1つは解雇が不自由なのでなかなか雇用のほうが柔軟にならないという点、もう一つは、ホワイトカラーといわゆるワーカーということに分けるような考え方を以前、ホワイトカラーエグゼンプションとかいう言葉で入れたかと思うのですが、そういうときに人間を区分けするのかという非常に観念的な議論で反対があったように記憶しています。こういうものというのは、すべからず日本的な企業システム、ある意味旧来的な我々の物の考え方、すり合わせ的なものだと思うのですが、一方で様々な観点でグローバル化していくあるいは内にもグローバル化していくという中で、もう少し分かりやすいジョブスペックに基づく仕事だとかルールに基づいた解雇だとか、そういうものを入れていくような時期に来ているのではないかという気がいたします。

一方で、そういうことを議論するとすぐ格差とかそういう問題がわっと湧き上がってきますので、どのような形で議論していくかといったような慎重さを持ってやるという考え方の部分も含めて、前回議論したような広報的な考え方も含めて、この分野に取り組んでいくということは必要ではないかと夏休みの間、ずっと考えておりました。

以上です。

○岡委員長

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 もう既に他の委員の方が言われた点と重なるところもあります。私なりに特にビジネスの観点からどういう方向の議論が必要かということを見ると、もう言い古

されていますけれども、6重苦というのは本当にあるわけです。余りその中身については改善されていない。結局起きていることはもう御案内のように、Go global or die ということで、自分で移転しますなどという人がもういない中で、海外への移転がはっきりと進んでいるということだと思います。これは人口が減少するという国においてある意味では当然のことではありますが、そのスピードというのは加速しているというのが実感です。

6重苦ということでビジネスのニーズには非常に細かいものが多い、先ほど皆さんもおっしゃったとおりです。それも非常に重要ですが、安念先生がおっしゃったように、それだけでは無理だということも当然たくさんある、それが6重苦。それで言えば円高、ただ、これは規制とかそういう問題では多分ない。次は法人税と盛んにビジネス界が言っています。ただ、当然法人税を下げれば他で財源を見つけなければいけない、若しくは支出を削減しなければいけないということで、当然出てくるのは支出の大きい一つである医療費という問題。ですから、医療の問題というのはそういう意味でも避けられないのだろうなと思います。

次に出てくるのがビジネスの方も言っている労働の問題、これは先ほど大上さんもおっしゃった点もありますし、多様な人材が多様な働き方をするという中で、今の規制がいいのかという点でございます。

あとは6重苦で残っているのが盛んに言っている自由化の推進、TPPを含めてということになりますけれども、その一つの問題は農業と言われていますが、農業について言えば、それと関係なく農業問題というのは余り時間がない、多分5年後に平均年齢が70を超えるということだとすれば、これと別のコンテキストでも非常に重要な問題になってくるだろう。あとはエネルギーと環境です。これについても現実を見つめた上で、規制についてはどんどん撤廃していく、逆に必要な規制というものはあるのかもしれないので、それは入れなくていけないと思いますが、基本的にはその辺については規制を緩和していくということが非常に重要だなと。ですから、そういう分野を全部できるとは思いませんけれども、今、言ったような問題が当然重要な項目には入ってくるのではないのかと思います。

以上です。

○岡委員長 和田委員、いかがですか。

○和田委員 私も分野的には他の委員の方がおっしゃられたことで合意です。ただ、一つひとつの農業、雇用という、1つのユニットごとに見る規制もあると思うのですが、例えば農業で今おっしゃられた高齢化が進んでいる。そこに農業と雇用を結び付けるとか、あるいは介護する方が少ないと聞いて、今、外国から看護師さんになるために訓練している外国人の方がいるのだけれども、言葉のバリアでなかなか思ったような結果が出ないという状態もありますから、医療の分野で雇用と分野を掛け合わせた、3つ掛け合わせるとややこしくなると思うのですが、2つぐらい掛け合わせた観点から規制をつくるとかあるいは緩和するとかという考え方もあるのではないかと思います。

○岡委員長 もう少し時間がありますが、市川委員、いかがですか。

○市川委員 せっかく御指名を頂きましたので、基本的には何を選ぶかという入口のところで一部御指摘もありましたけれども、経済成長に資するということが非常に重要であるということと、それがひいては財政の健全化につながっていくという発想が必要なのであらうと思います。特に、今般社会保障と税の一体改革と消費税の税率引上げが決まりましたけれども、残りの基幹2税の所得税、法人税に関して言えば、名目成長率と非常に連動性が高く、実は税率ではなくて成長率がほぼ決定要因であるということを考えれば、成長率をいかに上げていくかということを考えなければいけません。

その意味では、先ほど御指摘もありました農業と雇用をどう結び付けるかとかといった視点は非常に重要だと思いますし、歳出を削減すると同時に民間活力を活性化していくという点においては、医療、ライフというのは非常に重要な論点であって、むしろこれまで公的医療保険制度というある種素晴らしい国民皆保険の下で医療福祉の充実を図ってきた一方において、それがあるところでどうも産業としての成長制約になっている可能性は非常に高い状況になってきていて、海外の競争企業に対してなかなか日本企業の優位性が発揮できなくなってきたという事実だとすると、その意味では国民皆保険と成長の中での企業、産業をどう成長阻害要因を除いていくかというバランスは非常に重要になってくると思いますので、観点としては、先ほどこのセッションの冒頭の中でボトムアップかトップダウンかということをあえて申し上げたのですけれども、基本的には発想はトップダウン的に成長と財政ということを前提に物事を考えていく中で、いかにボトムアップから上がってくるものをその中にビルトインしていくかという発想なのではないかと思えます。

○岡委員長 ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、規制緩和、あるいは新たな規制をつくることも含めた規制改革の究極の目的は経済の活性化、国民生活の向上あるいは国民の安全確保等々を実現することにあると位置付けて考えていくべきだろうと思います。そのうえで、どのような分野に今期力を入れていくかという点につきましては、今日の皆さんの御意見を踏まえまして、もう一度事務局の方で整理整頓させていただき、次回、具体的な話に結び付けていきたいと思えます。副総理、ご発言はございますか。

○岡田副総理 ありがとうございます。

日本再生戦略の中でグリーン、農業、ライフということですが、グリーンの部分はこちらでも御議論いただいて一定の成果を出していただいた。そういう意味では農業とライフというものが残るのかなという感じはいたします。

少し現実的な話をいたしますと、今日もいろいろ御議論いただきましたが、規制改革の世界で常に水入りになって結論の出ない大玉というものがございまして。その辺をどうするかということですが、私は静かにいろいろな勉強をするということは大事だと思いますが、一方で日本の政治状況、近いうちに選挙がある。いずれにしろ任期がもう1年を切っているわけですから、そういう中で余り大玉について新しい切り口があるならやったらいいと

思います。そういうものがないなら結局同じ結果になってしまうだろうと思いますので、そこは消耗戦は避けて、きちんと成果が上がるものというところに取り組んでいく方がいいのではないかなと。もちろん大玉の静かな勉強は必要だと思いますが、同じことを繰り返すのはどうなのかなという感じはしております。

○岡委員長 ありがとうございました。中塚副大臣はいかがですか。

(ご発言なし)

それでは、本日はこれをもって閉会とさせていただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。